

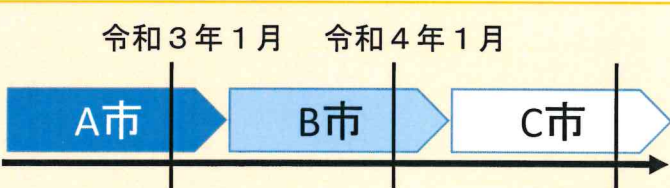
高等学校等就学支援金 課税地確認書

学年/組/番号	
生徒氏名（自署）	

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点（申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点）の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。そのため、保護者等の本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がある場合は、本書を提出してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	令和4年1月1日時点の課税地		当てはまる場合は□にチェック
1		都府県	市区町村	☐ 令和4年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都府県	市区町村	☐ 令和4年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都府県	市区町村	☐ 令和4年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
4		都府県	市区町村	☐ 令和4年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
5		都府県	市区町村	☐ 令和4年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



令和4年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（令和3年1月1日時点の住所）
令和4年7月～令和5年3月に申請する場合の課税地→B市（令和4年1月1日時点の住所）
※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。